

令和 8 年第 3 回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第 3 3 号	令和 8 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 3 4 号	令和 8 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 3 5 号	令和 8 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 6 号	令和 8 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 7 号	令和 8 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 8 号	令和 8 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 3 9 号	鹿嶋市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
議案第 4 0 号	鹿嶋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 1 号	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	原案同意
議案第 4 2 号	鹿嶋市教育委員会委員の任命について	原案同意
議案第 4 3 号	鹿島地方事務組合理約の変更について	原案可決
報告第 5 号	専決処分について（令和 8 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 2 号））	原案承認
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
認定第 1 号	令和 7 年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 2 号	令和 7 年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 3 号	令和 7 年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 4 号	令和 7 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について	原案認定
令和 8 年請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
意見書第 1 号	生活保護費の追加給付に係る周知の徹底を求める意見書	原案可決
意見書第 2 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書	原案可決
第 1 号議案	鹿島アントラーズクラブハウスの鹿嶋市内存続を求める決議	原案可決

【議案説明】

議案第 3 3 号 令和 8 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 3 号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2,496 万 3,000 円を追加し、総額 262 億 1,493 万 1,000 円となりました。

歳入の主なものとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増 7,893 万 5,000 円、社会福祉費補助金などによる県支出金の増 5,065 万 4,000 円、財政調整基金繰入金による繰入金の増 3,730 万 7,000 円、前年度繰越金による繰越金の増 2,269 万 3,000 円などを見込みました。

歳出の主なものとして、サーキュラーエコノミー推進事業の皆増 447 万 7,000 円、自立支援給付事業の増 6,021 万 7,000 円、道路維持補修費の増 6,000 万円、体育施設管理費の増 1,169 万 3,000 円などを計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、市有地販売斡旋業務協定に係る斡旋手数料、給食調理・配送業務委託料について新たに設定しました。

3 地方債の補正について

市債は、波野幼稚園解体撤去事業を追加し、土地改良施設整備事業、公園整備事業、消防施設整備事業、カシマススポーツセンター整備事業について限度額を変更しました。

議案第 3 4 号 令和 8 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,259 万 6,000 円を追加し、総額 60 億 2,186 万 7,000 円となりました。

歳入として、国庫支出金の増 12 万 2,000 円、支払基金交付金の増 498 万 2,000 円、繰越金の増 7,749 万 2,000 円を見込みました。

歳出として、諸支出金の増 8,259 万 6,000 円を計上しました。

議案第 3 5 号 令和 8 年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 509 万 7,000 円を追加し、総額 2,762 万 8,000 円となりました。

歳入としては、保留地処分金の増 509 万 7,000 円を見込みました。

歳出としては、土地区画整理事務経費の手数料の増 509 万 7,000 円を計上しました。

2 債務負担行為の補正について

債務負担行為は、市有地販売斡旋業務協定に係る斡旋手数料について新たに設定しました。

議案第 36 号 令和 8 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第 1 号）

収益的収入については、既定の収入予算総額に、営業外収益を 600 万円追加し、営業収益を 300 万円減額し、総額 19 億 2,628 万 9,000 円となりました。

収益的支出については、既定の支出予算総額に、営業費用 568 万 1,000 円を追加し、総額 18 億 4,573 万 2,000 円となりました。

議案第 37 号 令和 8 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

収益的支出については、既定の支出予算総額に、営業費用 7,020 万 1,000 円を追加し、総額 18 億 5,998 万 3,000 円となりました。なお、営業費用中の雨水施設費 6,173 万円の財源に充てるため、企業債 6,170 万円を借ります。

資本的支出については、既定の支出予算総額から、建設改良費 130 万 4,000 円を減額し、総額 10 億 9,209 万 6,000 円となりました。

議案第 38 号 令和 8 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

収益的収支は、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額から、営業費用 8 万 4,000 円を減額し、総額 1 億 2,446 万 5,000 円となりました。

議案第 39 号 鹿嶋市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例

地方自治法の改正による引用条文の条ずれを反映するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第40号 鹿嶋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

令和8年9月に新たに都市計画決定告示予定の「谷原地区地区計画」に係る建築物等の制限について追加を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第41号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について

議案第42号 鹿嶋市教育委員会委員の任命について

鹿嶋市教育委員会委員の任命に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。任期は、令和8年10月1日から4年間です。

・大槻 啓子（再任）

昭和55年度から38年間、小中学校教員や女性プラザ、県生涯学習センター等に勤務し、市立三笠小学校等の校長や県鹿行教育事務所長等を歴任しており、教育現場と教育行政事務双方に精通しています。平成30年10月1日から鹿嶋市教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献しています。

・岡田 淳（再任）

本市教育行政評価委員会委員や小学校PTAの副会長を歴任するなど、地域における子どもたちの心身の健全な育成に貢献しています。また、本市行財政審議会会長や、かしま環境ネットワーク会長を歴任するなど、地域活動にも精力的に取り組んでいます。令和4年10月1日から鹿嶋市教育委員会委員に就任し、本市の教育行政の推進に大きく貢献しています。

議案第43号 鹿島地方事務組合規約の変更について

鹿嶋市及び神栖市との可燃性一般廃棄物の広域処理に関し、ごみ固形燃料化施設

（広域鹿嶋RDFセンター及び広域波崎RDFセンター）の廃止及び鹿島共同再資源化センター株式会社の解散に伴い、鹿島地方事務組合の共同処理する事務及び経費の支弁方法から当該事務を除くため、鹿島地方事務組合規約の一部を変更するものです。

報告第5号 専決処分について（令和8年度鹿嶋市一般会計補正予算（第2号））

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,245万円を追加し、総額259億8,996万8,000円とする補正予算について、令和8年7月29日に専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

・黒沢 正明（再任）

昭和56年に鹿島町役場に入庁。市制施行後、市民協働部長や教育部長を歴任し、市行政運営に手腕を発揮されました。

また、在職中、人権教育や男女共同参画に関する業務を担当し、多くの研修を通じて幅広い知識と識見を有しています。

・高田 芳則（新任）

昭和57年度から玉造町立玉造中学校を始め鹿行管内の小学校及び中学校の教員として教壇に立ち、教頭・校長を歴任しました。

また、社会教育主事としても活躍し、茨城県立白浜少年自然の家赶赴し、生涯学習の実現に向け尽力するなど、教育に対し、幅広い知識と識見を有しています。

・小沼 隆（新任）

昭和54年度から麻生町立麻生小学校を始め鹿行管内の小学校及び中学校の教員として教壇に立ち、教頭・校長を歴任しました。

その後、市内の小中学校で講師として活躍し、現在も児童クラブでこれまでの経験を生かした活動をされています。

- 認定第1号 令和7年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和7年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について
認定第3号 令和7年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について
認定第4号 令和7年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について

令和7年度の鹿嶋市一般会計及び特別会計，鹿嶋市水道事業会計，鹿嶋市下水道事業会計並びに鹿嶋市農業集落排水事業会計の決算について，認定を求めるものです。

令和8年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

1 請願の要旨

学校現場では，貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から，政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう，地方自治法第99条の規定にもとづき，国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

2 請願の理由

給特法等改正を受け，義務標準法が改正され，小学校に続き中学校の学級編制標準は2028年度までに35人に引き下げられます。厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが，自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については，2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育

を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財源措置等が不可欠です。

意見書第1号 生活保護費の追加給付に係る周知の徹底を求める意見書

平成25年から実施された生活扶助基準の改定について、最高裁判所は令和7年6月、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断過程等に過誤があったとして違法と判断しました。国は、平成25年8月以降の生活保護受給者に追加給付を行っていますが、現在受給していない対象者は、令和8年8月から令和9年7月までに当時受給していた自治体へ自ら申し出る必要があります。制度を知らず給付を受けられない事態を防ぐため、国に対し、現在生活保護を受給していない対象者への十分な周知、新聞・インターネットに加えてテレビなどを活用した幅広い世代への広報、地方自治体と連携した個別通知などの積極的な周知、申出状況の把握・検証及び必要に応じた申出期間の延長などの救済措置を強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

意見書第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。独自財源により人的措置等を行っている自治体はあるものの、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であり、国の施策として教職員定数改善に向けた財源保障が必要です。このため、国に対し、教職員定数改善の推進、地方財源を確保した上での義務教育費国庫負担制度の堅持、自治体の実効性のある働き方改革を実行するための予算措置を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

第1号議案 鹿島アントラーズクラブハウスの鹿嶋市内存続を求める決議

鹿島アントラーズは、１９９１年の創設以来、本市をはじめとするホームタウンとともに歩み、地域振興や経済活性化に貢献してきました。市内にあるクラブハウスは、鹿島アントラーズと本市との長年にわたる結び付きを象徴する一方、築３０年以上が経過し、老朽化への対応やアカデミーを含む育成環境の一層の充実に向けた機能拡充が必要となっています。潮来市での新施設整備の実現可能性について具体的な協議が始まる中、鹿嶋市議会は、鹿島アントラーズに対し、市外移転を前提とせず、市内での存続・再整備について市や地域住民と誠意をもって協議するよう強く求めます。また、市に対しては、財政への影響を十分に検証し、新たな市民負担を生じさせない具体策を提示するよう求めます。鹿島アントラーズが、これからも本市をはじめとするホームタウンとともに歩み、地域に根差したクラブとして発展していくことを切に願い、決議するものです。